

## 自家用有償旅客運送に係る関係通達の発出について

「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」におけるこれまでの検討結果等を踏まえ、自家用有償旅客運送に関し、以下のとおり、関係通達を発出することとする。

### 1. 「運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について」

自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているとの指摘のある、関係法令・通達に定めのない各地域の運営協議会が独自に定めた基準（いわゆるローカルルール）に対する国土交通省の考え方を示す。

### 2. 「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」

運営協議会における協議等に際して解釈、運用上の疑義等が指摘されている以下の諸点について、既存の関係通達の考え方等を改めて整理する。

- ① 運送の区域について
- ② 運送しようとする旅客の範囲について
- ③ 複数乗車の必要性について
- ④ 旅客から収受する対価について
- ⑤ 運営協議会に提出される書類について

### 3. 既存の関係通達の一部改正

フォローアップ検討会等で指摘があった以下の諸点について、関係通達を改正する。

- ① 運行管理の体制の見直し（「専従する」責任者を不要とする等）
- ② 役員名簿の省略（登記事項証明書により確認できる場合は不要とする）
- ③※ 市町村運営有償運送における運行管理の体制の見直し（委託が行われる場合は、市町村職員から運行管理責任者を選任することを不要とする等）

※運輸局からの見直し要望に基づく措置

- ④ その他（用語の整理等）